



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
 神戸市役所
 編集兼印 刷発行人 神戸市長
 発行日 毎週火曜日

目次

種類	件名	所管部署	ページ
規則	神戸市消防団員の服制等に関する規則の一部を改正する規則	消防局警防部消防団支援課	1
告示	河川区域の変更及び関係図書の縦覧	建設局森林・防災部河川課	3
告示	道路法による道路の区域決定・供用開始(市道 吉尾4号線他)	建設局道路管理課	4
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(市道 井出白水線)	建設局道路管理課	5
告示	道路法による道路の廃止(県営土地改良事業八多地区八多2工区の従前路線)	建設局道路管理課	6
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局西部建設事務所	7
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局中部建設事務所	9
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局垂水建設事務所	12
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局東部建設事務所	14
告示	神戸港港湾施設の使用料等にかかる収納業務委託	港湾局経営課	17
告示	神戸市公印規則により印影等を印刷することができる文書の名称、使用公印の名称等	行財政局総務課	18
告示	ひがしなだかるた販売及び料金の収納業務	東灘区地域協働課	19
告示	生活保護法等による医療機関の指定	福祉局くらし支援課	20
告示	生活保護法等による指定医療機関の指定の再開	福祉局くらし支援課	21
告示	生活保護法等による指定医療機関の指定の辞退	福祉局くらし支援課	22
告示	生活保護法等による指定医療機関の事業の休止	福祉局くらし支援課	23
告示	生活保護法等による指定医療機関の事業の廃止	福祉局くらし支援課	24
告示	生活保護法等による指定医療機関の名称等の変更	福祉局くらし支援課	25
告示	生活保護法等による指定施術者の事業の廃止	福祉局くらし支援課	26
告示	生活保護法等による施術者の指定	福祉局くらし支援課	27
公告	建築協定書の提出及びその縦覧(マグノリア西神南建築協定)	建築住宅局建築指導部 建築安全課	28
公告	大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出(イズミヤ ショッピングセンター神戸玉津)	経済観光局経済政策課	29
公告	大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出(ショッピングプラザ エスパ星陵台)	経済観光局経済政策課	32
公告	大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出(スーパーマルハチ鹿の子台店)	経済観光局経済政策課	34
公告	大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出(ステップガーデン藤原台)	経済観光局経済政策課	35
公告	大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出(ハーバーランド ダイヤニッセイビル)	経済観光局経済政策課	37
公告	大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出(高浜モザイク)	経済観光局経済政策課	48
公告	大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出(小東山複合商業施設)	経済観光局経済政策課	52
公告	マンションの建替え等の円滑化に関する法律による事業計画の縦覧(森後ハイツ)	建築住宅局政策課	53

種類	件名	所管部署	ページ
公告	開発行為に関する工事の完了(北区鈴蘭台北町9丁目)	都市局都市計画課	54
区役所	行旅死亡人	中央区保健福祉課	55
選挙管理 委員会	神戸市区選挙管理委員会規程の一部を改正する規程	選挙管理委員会事務局	56

神戸市消防団員の服制等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年11月25日

神戸市長 久元喜造

神戸市規則第28号

神戸市消防団員の服制等に関する規則の一部を改正する規則

神戸市消防団員の服制等に関する規則（平成19年3月規則第58号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(被服等) 第2条 消防団員の制服、消防活動その他の勤務の性質により必要とする制服以外の着衣及びこれらの附属品（以下「被服等」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとし、その色及び制式その他の被服等に関する事項は、消防長が定める。 (1) 男性被服等 次のアからカまでに掲げるもの ア～ウ [略]	(被服等) 第2条 消防団員の制服、消防活動その他の勤務の性質により必要とする制服以外の着衣及びこれらの附属品（以下「被服等」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとし、その色及び制式その他の被服等に関する事項は、消防長が定める。 (1) 男性被服等 次のアからカまでに掲げるもの ア～ウ [略]

<p>エ 防寒衣</p> <p>オ [略]</p> <p>カ ネクタイ、ワイシャツ、ベルト、 <u>短靴、安全靴及び長靴</u></p> <p>(2) 女性被服等 <u>次のアからカまで</u> <u>に掲げるもの</u></p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>エ 防寒衣</p> <p>オ [略]</p> <p>カ ネクタイ、ブラウス、ベルト、 <u>短靴、安全靴及び長靴</u></p> <p>(3) 防火被服等 防火帽、防火衣及 び雨衣</p> <p>(被服等の貸与)</p> <p>第3条 被服等は、消防団員に貸与す るものとする。ただし前条第3号に 定める被服等については、分団に貸 与するものとする。</p>	<p>エ 防寒衣<u>及び雨衣</u></p> <p>オ [略]</p> <p>カ ネクタイ、ワイシャツ、ベルト <u>及び短靴</u></p> <p>(2) 女性被服等</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>エ 防寒衣<u>及び雨衣</u></p> <p>オ [略]</p> <p>カ ネクタイ、ブラウス、ベルト、 <u>短靴及びバッグ</u></p> <p>(3) 防火被服等 防火帽、防火衣、 <u>はっぴ及び長靴</u></p> <p>(被服等の貸与)</p> <p>第3条 被服等は、消防団員に貸与す るものとする。</p>
---	--

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年12月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に使用する改正前の神戸市消防団員の服制等に関する規則の規定に基づく被服は、改正後の神戸市消防団員の服制等に関する規則の規定に基づく被服等とみなして、当分の間、なお使用することができる。

神戸市告示第380号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年2月11日政令第14号）第57条の4において準用する同施行令第49条の規定により次のとおり告示する。

その関係図面は、神戸市建設局河川課に備え置いて、一般の縦覧に供する。

令和7年11月25日

神戸市長 久元喜造

1 河川の名称

一級河川加古川水系準用河川大池川

2 廃川敷地等が生じた年月日

令和7年11月25日

3 廃川敷地等の位置

神戸市北区山田町上谷上字ヤンゲン1番9地先から

神戸市北区山田町上谷上字見山口8番1地先まで

4 廃川敷地等の種類及び数量

土地 1,032.74 平方メートル

神戸市告示第381号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように決定し、同条第2項の規定により、令和7年11月26日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和7年12月9日まで一般の縦覧に供する。

令和7年11月25日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	吉尾4号線	神戸市北区八多町上小名田字友釜 2500番地先から 神戸市北区八多町吉尾字友釜1406 番地先まで	30.00	最大 4.40 最小 4.20
	附物2号線	神戸市北区八多町附物字後垣1467 番地先から 神戸市北区八多町附物字後垣1470 番地先まで	392.00	最大 10.10 最小 4.00
	附物11号線	神戸市北区八多町附物字中島1717 番地先から 神戸市北区八多町附物字中島1706 番地先まで	66.00	最大 7.90 最小 4.50

神戸市告示第382号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和7年11月26日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和7年12月9日まで一般の縦覧に供する。

令和7年11月25日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区間	新旧別	延長(メートル)	幅員(メートル)
市道	井出自白水線	神戸市西区伊川谷町潤和字向井1666番5地先から	新	33.70	最大 5.40 最小 5.20
		神戸市西区伊川谷町潤和字向井1666番14地先まで	旧	33.70	最大 4.80 最小 4.50

神戸市告示第383号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条の規定により、市道路線を次のように廃止する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、一般の縦覧に供する。

令和 7 年 11 月 25 日

神戸市長 久 元 喜 造

廃止する市道路線

県営土地改良事業八多地区八多 2 工区の従前の市道路線。ただし、八多小学校線、上小名田 32 号線、吉尾 3 号線、吉尾 5 号線、吉尾 6 号線、吉尾 7 号線、吉尾 8 号線、吉尾 9 号線、吉尾 10 号線、吉尾 11 号線、吉尾 13 号線、吉尾 14 号線、吉尾 15 号線、吉尾 16 号線、附物 4 号線、附物 6 号線、附物 7 号線、附物 8 号線、附物 9 号線及び一里山越線を除く。

神戸市告示第384号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）第23条の2項及び3項の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和7年11月25日

神戸市長 久元喜造

1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去及び保管した自転車等の台数、撤去及び保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり。

2 保管期間

この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

3 返還事務を行う時間

(1) 西部保管所・西代保管所

ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで。

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで。

(2) 須磨保管所・名谷保管所

ア 火曜日・木曜日 午後3時から午後7時まで。

（ただし、即時撤去日より7日間は(1)と同様の運用とする。）

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで。

4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別 表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去及び保管した自転車等の台数	撤去及び保管した年月日	問い合わせ先
長田区御屋敷通2丁目6番 西部保管所	新長田駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 15台 原動機付自転車 0台	令和7年10月2日	神戸市須磨区妙法寺字ヌメリ石 1番地の1 建設局西部建設事務所 電話742-2468
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 0台 原動機付自転車 0台		
須磨区須磨浦通2丁目2番 須磨保管所	須磨・須磨海浜公園駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 0台 原動機付自転車 0台	令和7年10月6日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
須磨区西落合6丁目1番 名谷保管所	名谷・妙法寺駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 7台 原動機付自転車 1台	令和7年10月7日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 0台 原動機付自転車 0台		
長田区御屋敷通2丁目6番 西部保管所	新長田駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 7台 原動機付自転車 0台	令和7年10月8日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 13台 原動機付自転車 2台		
長田区西代通1丁目1番 西代保管所	高速長田駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 10台 原動機付自転車 0台	令和7年10月9日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 14台 原動機付自転車 1台		
須磨区須磨浦通2丁目2番 須磨保管所	須磨・須磨海浜公園駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 0台 原動機付自転車 0台	令和7年10月15日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 4台 原動機付自転車 0台		
須磨区須磨浦通2丁目2番 須磨保管所	須磨・須磨海浜公園駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 0台 原動機付自転車 0台	令和7年10月17日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 7台 原動機付自転車 0台		
長田区御屋敷通2丁目6番 西部保管所	新長田駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 20台 原動機付自転車 0台	令和7年10月18日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 6台 原動機付自転車 0台		
長田区西代通1丁目1番 西代保管所	高速長田駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 8台 原動機付自転車 0台	令和7年10月22日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 9台 原動機付自転車 0台		
長田区御屋敷通2丁目6番 西部保管所	新長田駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 11台 原動機付自転車 0台	令和7年10月23日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 9台 原動機付自転車 0台		
長田区西代通1丁目1番 西代保管所	高速長田駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 4台 原動機付自転車 0台	令和7年10月28日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 0台 原動機付自転車 0台		
長田区西代通1丁目1番 西代保管所	板宿駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 10台 原動機付自転車 0台	令和7年10月28日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 16台 原動機付自転車 0台		
長田区西代通1丁目1番 西代保管所	板宿駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 0台 原動機付自転車 0台	令和7年10月29日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 1台 原動機付自転車 0台		

神戸市告示第385号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）及び第23条の2の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和7年11月25日

神戸市長 久元喜造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、及び保管した年月日並びに問い合わせ先
別表のとおり
- 2 保管期間
この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）
- 3 返還事務を行う時間
三宮保管所及び湊町保管所
 - ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで
 - イ 土曜日 午後1時から午後5時まで
(日曜日、祝日及び12月28日から1月4日を除く)
- 4 返還を受けるために必要な事項
自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。
- 5 その他
この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

令和7年11月25日 神戸市公報第3938号

別 表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先	
中央区小野浜町3番地先 三宮保管所	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 46台 原動機付自転車 0台	令和7年10月1日	兵庫区湊川町2丁目1番12号 建設局中部建設事務所 電話 511-0515	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 15台 原動機付自転車 0台			
	中央区長期放置	自転車 8台 原動機付自転車 0台	令和7年10月4日		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 25台 原動機付自転車 0台	令和7年10月6日		
	春日野道駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台			
	中央区長期放置	自転車 2台 原動機付自転車 0台			
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 20台 原動機付自転車 0台	令和7年10月7日		
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 6台 原動機付自転車 0台			
	駐輪場内	自転車 2台 原動機付自転車 0台			
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 32台 原動機付自転車 0台	令和7年10月9日		
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台			
	中央区長期放置	自転車 5台 原動機付自転車 0台	令和7年10月11日		
	中央区長期放置	自転車 3台 原動機付自転車 0台	令和7年10月14日		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 19台 原動機付自転車 0台	令和7年10月15日		
	駐輪場内	自転車 2台 原動機付自転車 0台			
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 13台 原動機付自転車 1台	令和7年10月17日		
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 6台 原動機付自転車 0台			
	中央区長期放置	自転車 3台 原動機付自転車 0台	令和7年10月20日		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 33台 原動機付自転車 0台	令和7年10月22日		
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台			
	駐輪場内	自転車 1台 原動機付自転車 0台			
	中央区長期放置	自転車 7台 原動機付自転車 0台	令和7年10月24日		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 11台 原動機付自転車 0台	令和7年10月25日		
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台			
	春日野道駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台			
	駐輪場内	自転車 1台 原動機付自転車 0台			
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 12台 原動機付自転車 0台	令和7年10月27日		
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 4台 原動機付自転車 0台			
	中央区長期放置	自転車 11台 原動機付自転車 0台			
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 45台 原動機付自転車 0台	令和7年10月30日		
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 10台 原動機付自転車 0台			
	駐輪場内	自転車 1台 原動機付自転車 0台			

令和7年11月25日 神戸市公報第3938号

兵庫区湊町1丁目35 湊町保管所	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台	令和7年10月3日
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台	
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台	
	駐輪場内	自転車 7台 原動機付自転車 0台	
	兵庫区長期放置	自転車 25台 原動機付自転車 0台	
	兵庫区長期放置	自転車 26台 原動機付自転車 1台	
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 11台 原動機付自転車 0台	
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 5台 原動機付自転車 0台	
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 4台 原動機付自転車 0台	
	駐輪場内	自転車 6台 原動機付自転車 0台	
兵庫区長期放置	自転車 21台 原動機付自転車 0台	令和7年10月11日	
	自転車 11台 原動機付自転車 0台	令和7年10月14日	
	自転車 14台 原動機付自転車 0台	令和7年10月16日	
	自転車 2台 原動機付自転車 0台		
	自転車 7台 原動機付自転車 0台		
	自転車 15台 原動機付自転車 0台		
	自転車 6台 原動機付自転車 0台		
	自転車 6台 原動機付自転車 0台		
	自転車 21台 原動機付自転車 0台		
	自転車 4台 原動機付自転車 0台		
神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 7台 原動機付自転車 0台	令和7年10月21日	
	自転車 10台 原動機付自転車 0台		
	自転車 3台 原動機付自転車 0台		
	自転車 13台 原動機付自転車 0台		
	自転車 13台 原動機付自転車 0台		
	自転車 10台 原動機付自転車 0台		
	自転車 6台 原動機付自転車 0台		
	自転車 5台 原動機付自転車 0台		
	自転車 0台 原動機付自転車 0台		
	自転車 0台 原動機付自転車 0台		

神戸市告示第386号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和7年11月25日

神戸市長 久元喜造

1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり

2 保管期間

この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

3 返還事務を行う時間

垂水自転車保管所

ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで

4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
垂水区西舞子8丁目20番19号 垂水保管所	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 2 台 原動機付自転車 0 台	令和7年10月1日	垂水区福田5丁目6番20号 建設局垂水建設事務所 電話 707-0234
	垂水区管内長期放置 放置禁止区域	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台		
	西舞子駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台		
	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 2 台 原動機付自転車 0 台		
	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 2 台 原動機付自転車 0 台		
	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台		
	垂水区管内長期放置 放置禁止区域	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台		
	舞子駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 3 台 原動機付自転車 0 台		
	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台		
	垂水区管内長期放置 放置禁止区域	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台		
	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台		
	垂水区管内長期放置 放置禁止区域	自転車 2 台 原動機付自転車 0 台		
	垂水区管内長期放置 放置禁止区域	自転車 6 台 原動機付自転車 1 台		
	垂水区管内長期放置 放置禁止区域	自転車 6 台 原動機付自転車 0 台		

神戸市告示第387号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条、第12条第2項及び第23条の2の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和7年11月25日

神戸市長 久元喜造

1. 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、及び保管した年月日並びに問い合わせ先

別表のとおり

2. 保管期間

この公示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

3. 返還事務を行う時間

魚崎浜保管所及び稗原保管所

ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで

（日曜日、祝日及び12月28日から1月4日を除く）

4. 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

5. その他

この公示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この公示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合において、その保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

令和7年11月25日 神戸市公報第3938号

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	灘駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台	令和7年10月8日	東灘区御影塚町2丁目27番20号 建設局東部建設事務所
	摩耶駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 4台 原動機付自転車 0台		
	王子公園駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台		
	新在家駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 4台 原動機付自転車 0台		
	六甲道駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 19台 原動機付自転車 2台		
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	J R住吉駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 9台 原動機付自転車 0台	令和7年10月9日	
	摂津本山駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台		
	岡本駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	甲南山手駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 4台 原動機付自転車 0台		
	深江駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 5台 原動機付自転車 0台		
	阪神御影駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台		
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	灘駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台	令和7年10月14日	
	王子公園駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	六甲駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 4台 原動機付自転車 0台		
	六甲道駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 14台 原動機付自転車 1台		
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	深江駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台	令和7年10月15日	
	魚崎駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台		
	阪神御影駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 5台 原動機付自転車 0台		
	J R住吉駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 5台 原動機付自転車 0台		
	摂津本山駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 4台 原動機付自転車 1台		
	岡本駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	甲南山手駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	阪急御影駅周辺	自転車 1台		

令和7年11月25日 神戸市公報第3938号

別表

	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	J R住吉駅周辺	自転車	3 台	令和7年10月20日
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	
	摂津本山駅周辺	自転車	5 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	1 台	
	深江駅周辺	自転車	1 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	
	青木駅周辺	自転車	1 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	
	魚崎駅周辺	自転車	1 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	阪神御影駅周辺	自転車	3 台	令和7年10月21日
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	
	灘駅周辺	自転車	2 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	新在家駅周辺	自転車	2 台	令和7年10月27日
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	
	六甲道駅周辺	自転車	19 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	
	東灘区管内	自転車	27 台	
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	1 台	令和7年10月28日
	阪神御影駅周辺	自転車	4 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	
	阪急御影駅周辺	自転車	1 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	
	灘区管内	自転車	15 台	
	自転車等長期放置	原動機付自転車	0 台	
	灘駅周辺	自転車	1 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	
	王子公園駅周辺	自転車	1 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	
	六甲駅周辺	自転車	1 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	

神戸市告示388号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定（経過措置適用）に基づき、神戸港港湾施設の使用料等にかかる収納業務を委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定に基づき告示する。

令和7年11月25日

神戸市長 久元喜造

1 受託者

東京都中央区日本橋3-9-1
日本橋三丁目スクエア12階
弁護士法人ライズ綜合法律事務所
代表社員 田中 泰雄

2 委託年月日

令和7年12月1日

令和7年11月25日 神戸市公報第3938号

神戸市告示第389号

神戸市公印規則（昭和 52 年 3 月規則第 111 号）第 8 条第 1 項の規定により印影等を印刷することができる文書の名称、使用公印の名称、様式及び書体並びに印影等の寸法を、同条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 11 月 25 日

神戸市長 久 元 喜 造

文 書 名	使 用 公 印			印影等の 寸法 (ミリメートル)
	名 称	様 式	書 体	
神戸市高齢者介護士認定証	表彰等専用市長の印	4 の 2	隸書	方30

神戸市告示第390号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、公金の収納に関する事務（以下「公金事務」という。）を委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和7年11月25日

神戸市長 久元喜造

業務の名称	指定公金事務取扱者	指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入	指定公金事務取扱者として指定した日	委託期間
ひがしなだかるた販売及び料金の収納業務	長崎県長崎市出島町5番2号 株式会社 METRO PLUS	販売料	令和7年11月12日	令和7年12月1日から令和8年3月31日まで
	東京都中央区日本橋2丁目3番10号 株式会社 丸善ジュンク堂書店	販売料	令和7年11月12日	令和7年12月1日から令和8年3月31日まで

神戸市告示第391号

次の医療機関について、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の指定をしたので、生活保護法第 55 条の 3 の規定により告示する。

令和 7 年 11 月 25 日

神戸市長 久元喜造

名称	所在地	指定年月日
まつおかクリニック	神戸市東灘区本山南町 4 丁目 1 番 3 号	令和 7 年 9 月 1 日
大西歯科	神戸市灘区山田町 2 丁目 1 番 1 号	令和 7 年 9 月 1 日
根岸歯科	神戸市北区君影町 1 丁目 2 番 12 号	令和 7 年 9 月 1 日
リファイン薬局	神戸市兵庫区上沢通 3 丁目 7 番 13 号	令和 7 年 9 月 1 日
大信薬局 おおぎ店	神戸市東灘区北青木 2 丁目 6 番 4 号	令和 6 年 4 月 1 日
大信薬局 学が丘店	神戸市垂水区学が丘 4 丁目 15 番 15 号	令和 7 年 10 月 1 日
大信薬局 新神戸コトノハコ店	神戸市中央区加納町 1 丁目 3 番 2 号	令和 7 年 10 月 1 日
神戸三宮きのした内科 消化器内視鏡クリニック	神戸市中央区布引町 3 丁目 1 番 7 号	令和 7 年 10 月 1 日
神戸駅前もりのメンタルクリニック	神戸市中央区相生町 2 丁目 3 番 4 号	令和 7 年 10 月 1 日
KITAクリニック	神戸市中央区元町通 2 丁目 9 番 1 号	令和 7 年 10 月 1 日
すまう訪問看護ステーション	神戸市須磨区白川台 4 丁目 12 番地 13	令和 7 年 10 月 1 日

神戸市告示第392号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定の再開があつたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和7年11月25日

神戸市長 久元喜造

名称	所在地	辞退年月日
神戸ヒロ在宅クリニック	神戸市灘区森後町3丁目3番16号	令和7年10月1日

神戸市告示第393号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定の辞退があつたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和7年11月25日

神戸市長 久元喜造

名称	所在地	辞退年月日
ふじもり歯科クリニック	神戸市東灘区田中町3丁目1 8番3号	令和7年11月30日

神戸市告示第394号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定医療機関の事業を休止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和7年11月25日

神戸市長 久元喜造

名称	所在地	廃止年月日
a r a t a c l i n i c 神戸元町	神戸市中央区元町通2丁目9番1号	令和7年9月30日

神戸市告示第395号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定医療機関の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和7年11月25日

神戸市長 久元喜造

名称	所在地	廃止年月日
都診療所	神戸市灘区深田町2丁目26番3号	令和7年10月3日
医療法人社団川口レディースクリニック	神戸市灘区岩屋北町7丁目1番30	令和7年9月30日
奥野クリニック	神戸市灘区深田町4丁目1番39号	令和7年9月16日
つかさ歯科医院	神戸市長田区五番町7丁目3番7号	令和7年9月30日
オーダー薬局湊川店	神戸市兵庫区荒田町1丁目5番6号	令和7年10月31日
アスク薬局	神戸市灘区八幡町1丁目9番7号	令和7年9月30日
オーダー薬局 大開店	神戸市兵庫区中道通7丁目1番13号	令和7年10月31日
オーダー薬局兵庫店	神戸市兵庫区大開通8丁目2番2号	令和7年10月31日
オーダー薬局 御影店	神戸市東灘区御影2丁目32番10号	令和7年10月31日
オーダー薬局 新開地店	神戸市兵庫区大開通2丁目3番18号	令和7年10月31日
オーダー薬局上沢通店	神戸市兵庫区上沢通3丁目1番13	令和7年10月31日

神戸市告示第396号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定医療機関の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和7年11月25日

神戸市長 久元喜造

名称	所在地	変更年月日
(新)医療法人社団健裕会 吉田医院	神戸市西区糀台5丁目6番3号	令和7年10月1日
(旧)医療法人社団健裕会 中村医院		
(新)訪問看護ステーション それいゆ	神戸市西区水谷3丁目13番13号	令和7年8月1日
(旧)訪問看護ステーション h a r u s t y l e 神戸		

神戸市告示第397号

次の指定を受けた施術者について、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 50 条の 2 および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定により、当該指定を受けた施術者の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第 55 条の 3 の規定により告示する。

令和 7 年 11 月 25 日

神戸市長 久 元 喜 造

1 柔道整復師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
橋本 宏樹（あらた整骨院）	橋本 宏樹	神戸市兵庫区荒田町 1 丁目 16 番 3 号	令和 6 年 1 月 31 日

2 はり・きゅう師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
宮崎 もと子（moco はり灸院）	宮崎もと子	神戸市須磨区高倉台 4 丁目 2 番 3 号	令和 7 年 10 月 1 日
箕原 尚子（SALON MINO）	箕原 尚子	神戸市兵庫区荒田町 3 丁目 52 番 5 号	令和 7 年 9 月 30 日

神戸市告示第398号

次の施術者について、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 49 条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の指定をしたので、生活保護法第 55 条の 3 の規定により告示する。

令和 7 年 11 月 25 日

神戸市長 久元喜造

1. はり・きゅう師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
橋本 明日翔（ミナトケア訪問鍼灸マッサージ院）	橋本 明日翔	神戸市垂水区中道 5 丁目 1 番 3 号	令和 7 年 10 月 1 日
中嶋 泉（株式会社 ウエルネス）	中嶋 泉	兵庫県西宮市神楽町 4 番 14 号	令和 7 年 10 月 27 日

2. 柔道整復師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
橋本 宏樹（みなと接骨院）	橋本 宏樹	神戸市兵庫区東山町 1 丁目 2 番 7 号	令和 7 年 10 月 1 日

神戸市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第70条第1項の規定による建築協定書の提出があったので、同法第71条の規定により公告します。

この建築協定書は、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課において、関係人の縦覧に供します。

令和7年11月18日

神戸市長 久元喜造

1 建築協定の名称

マグノリア西神南建築協定

2 建築協定区域の位置

神戸市西区井吹台北町1丁目14-3 他

3 縦覧期間

令和7年11月18日から同年12月16日まで

4 連絡先

神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号

神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課

電話(078)595-6555

神戸市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告するとともに、当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和7年11月25日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和7年11月25日

神戸市長 久元喜造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イズミヤショッピングセンター神戸玉津

神戸市西区森友3丁目7-3

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前)

名称：スーパーセンターイズミヤ神戸玉津店

所在地：神戸市西区森友3丁目7-3

(変更後)

名称：イズミヤショッピングセンター神戸玉津

所在地：神戸市西区森友3丁目7-3

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	法人にあっては 代表者の氏名
三井住友信託銀行 株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4番1号	代表取締役 常陰 均

(変更後)

氏名又は名称	住所	法人にあっては 代表者の氏名
三井住友信託銀行 株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4番1号	代表取締役 大山 一也

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	法人にあっては 代表者の氏名	変更の年月日 変更する理由
イズミヤ株式会社	大阪市西成区花園南 1丁目4番4号	代表取締役 坂田 俊博	
株式会社クリスタル・ワールド	京都市中京区中筋町 483	代表取締役 湯山 廣敏	平成 29 年 9 月 18 日 退店
株式会社メガネス一パー	神奈川県小田原市本 町4丁目2番39号	代表取締役 嘉野 敬介	
株式会社ユニクロ	山口県山口市佐山 717番地1号	代表取締役 柳井 正	平成 30 年 8 月 31 日 退店
株式会社ワールド	神戸市中央区港島中 町6丁目8番1号	代表取締役 寺井 秀藏	令和 5 年 7 月 17 日 退店
株式会社ピーチクラブ	堺市小阪 270 番地	代表取締役 納谷 計男	令和 2 年 3 月 22 日 退店
株式会社ビーユー	大阪市西成区梅南1 丁目7番31号	代表取締役 林田 和昭	平成 31 年 1 月 17 日 退店
株式会社アルタモーダ	大阪市天王寺区空清 町6丁目20番	代表取締役 上地 文夫	平成 25 年 9 月 2 日 退店
株式会社ハニーズ	福島県いわき市鹿島 町走熊字七本松 27 番 地 1 号	代表取締役 沢尻 義久	
他 1 名			

(変更後)

氏名又は名称	住所	法人にあっては 代表者の氏名	変更の年月日 変更する理由
イズミヤ・阪急オアシス株式会社	大阪市淀川区野中南 2丁目8番10号	代表取締役 坂田 俊博	令和 5 年 4 月 1 日 名称変更
株式会社セリア	岐阜県大垣市外渕二 丁目38番地	代表取締役 河合 映治	平成 27 年 11 月 17 日 新規出店
株式会社メガネス一パー	東京都中央区日本橋 堀留町1丁目9番11 号	代表取締役 松本 大輔	令和 5 年 3 月 7 日 代表者変更
ニッケン文具株式会社	大阪府東大阪市長田 中4丁目5番44号	代表取締役 徳弘 恭子	令和 5 年 9 月 15 日 新規出店

株式会社西松屋チ エーン	兵庫県姫路市飾東町 庄 266 番地 1	代表取締役 大村 浩一	令和 6 年 12 月 5 日 新規出店
株式会社オフィス ピースワン	大阪市東住吉区公園 南矢田 3 丁目 24 番 6 号	代表取締役 宮川 隆博	令和 5 年 10 月 6 日 新規出店
株式会社エスディ 一モバイル	兵庫県姫路市飾東町 豊国 289 番地 1	代表取締役 寺尾 智博	令和 2 年 10 月 1 日 名称変更
株式会社C F I Z	大阪市中央区南船場 2 丁目 7 番 30 号船場 S T ビル	代表取締役 中山 和亮	令和 3 年 12 月 3 日 新規出店
株式会社ハニーズ ホールディングス	福島県いわき市鹿島 町走熊字七本松 27 番 地 1 号	代表取締役 沢尻 英介	令和 7 年 8 月 26 日 代表者変更
株式会社良品計画	東京都文京区後楽 2 丁目 5 番 1 号	代表取締役 堂前 宣夫	令和 5 年 9 月 15 日 新規出店
他 1 名			

3 変更の年月日

- (1) 令和 4 年 10 月 1 日
- (2) 令和 7 年 6 月 20 日
- (3) 令和 7 年 8 月 26 日他

4 変更する理由

- (1) 大規模小売店舗の名称変更のため
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の代表者変更のため
- (3) 小売業者の名称及び住所並びに代表者変更のため

5 届出年月日

令和 7 年 10 月 21 日

6 縦覧期間

令和 7 年 11 月 25 日から令和 8 年 3 月 25 日まで

7 縦覧場所

神戸市中央区御幸通 6 丁目 1 番 12 号 三宮ビル東館 4 階

神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告するとともに、当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和7年11月25日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和7年11月25日

神戸市長 久元喜造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ショッピングプラザ エスパ星陵台
神戸市垂水区星陵台4丁目4番31号

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	法人にあっては 代表者の氏名	変更の年月日 変更する理由
株式会社ホームセ ンターアグロ	兵庫県宍粟市山崎町 今宿129番地の1	代表取締役 安黒 嘉宣	
株式会社ナガタ薬 品	神戸市須磨区弥栄台 1丁目3番地の3	代表取締役 中島 康伸	
株式会社光洋	大阪市北区天神橋2 丁目3番16号	代表取締役 平田 炎	

(変更後)

氏名又は名称	住所	法人にあっては 代表者の氏名	変更の年月日 変更する理由
株式会社ホームセ ンターアグロ	兵庫県宍粟市山崎町 今宿129番地の1	代表取締役 安黒 嘉宣	
株式会社ナガタ薬 品	神戸市須磨区弥栄台 1丁目3番地の3	代表取締役 中島 康伸	
株式会社光洋	大阪市北区天神橋2 丁目3番16号	代表取締役 西峰 泰男	令和7年4月18日 代表者の氏名変更

3 届出年月日

令和7年10月29日

4 縦覧期間

令和7年11月25日から令和8年3月25日まで

5 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館4階

神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告するとともに、当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和7年11月25日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和7年11月25日

神戸市長 久元喜造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパー マルハチ鹿の子台店

神戸市北区鹿の子台南町6丁目3-1他

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前)

名称：(仮称) スーパーマルハチ鹿の子台店

所在地：神戸市北区鹿の子台南町6丁目3-1他

(変更後)

名称：スーパー マルハチ鹿の子台店

所在地：神戸市北区鹿の子台南町6丁目3-1他

3 変更の年月日

平成30年5月30日

4 変更の理由

名称が正式に決定したため

5 届出年月日

令和7年11月7日

6 縦覧期間

令和7年11月25日から令和8年3月25日まで

7 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館4階

神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告するとともに、当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和7年11月25日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和7年11月25日

神戸市長 久元喜造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ステップガーデン藤原台

神戸市北区藤原台中町1丁目4番

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	法人にあっては 代表者の氏名	変更の年月日 変更する理由
上新電機株式会社	大阪市浪速区日本橋西1丁目6番5号	代表取締役 金谷 隆平	
株式会社犬の家	愛知県春日井市瑞穂通3丁目90番地	代表取締役 福手 由美	
やまや関西株式会社	仙台市宮城野区榴岡3丁目4番1号	代表取締役 山内 英靖	
有限会社パル	神戸市北区藤原台南町4丁目21番3号	取締役 尾山 亮	
株式会社イトウゴフク	岡山市南区千鳥町5番1号	代表取締役 伊藤 龍夫	
株式会社キリン堂	大阪市淀川区宮原4丁目5番36号	代表取締役 寺西 豊彦	
株式会社サンエース	神戸市東灘区御影中町2丁目1番4号	代表取締役 中山 勇人	
未定3店舗			

(変更後)

氏名又は名称	住所	法人にあっては 代表者の氏名	変更の年月日 変更する理由
上新電機株式会社	大阪市浪速区日本橋 西1丁目6番5号	代表取締役 金谷 隆平	
株式会社犬の家	愛知県春日井市瑞穂 通3丁目90番地	代表取締役 福手 由美	
やまや関西株式会 社	仙台市宮城野区榴岡 3丁目4番1号	代表取締役 山内 英靖	
株式会社エコスモ	大阪市北区本庄東2 丁目2番30号	代表取締役 尾山 亮	令和7年9月1日 地位承継
株式会社イトウゴ フク	岡山市南区千鳥町5 番1号	代表取締役 伊藤 龍夫	
株式会社キリン堂	大阪市淀川区宮原4 丁目5番36号	代表取締役 寺西 豊彦	
株式会社サンエー ス	神戸市東灘区御影中 町2丁目1番4号	代表取締役 中山 勇人	
株式会社カインズ	埼玉県本庄市早稲田 の杜1丁目2番1号	代表取締役 高家 正行	令和6年11月20日 入店
ヤマダストアー株 式会社	兵庫県揖保郡太子町 鶴495番地1	代表取締役 山田 和弘	令和7年4月26日 入店

3 届出年月日

令和7年10月29日

4 縦覧期間

令和7年11月25日から令和8年3月25日まで

5 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館4階

神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告するとともに、当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和7年11月25日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和7年11月25日

神戸市長 久元喜造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ハーバーランド ダイヤニッセイビル

神戸市中央区東川崎町1丁目7番2号ないし8号

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	法人にあっては代表者の氏名
三菱倉庫株式会社	東京都中央区日本橋一丁目19番1号	代表取締役 斎藤 秀親
日本生命保険相互会社	大阪市中央区今橋三丁目5番12号	代表取締役 清水 博

(変更後)

氏名又は名称	住所	法人にあっては代表者の氏名
三菱倉庫株式会社	東京都中央区日本橋一丁目19番1号	代表取締役 斎藤 秀親
日本生命保険相互会社	大阪市中央区今橋三丁目5番12号	代表取締役 朝日 智司

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	法人にあっては代表者の氏名	変更の年月日 変更する理由
コネクシオ株式会社	東京都港区虎ノ門4 - 1 - 1	代表取締役 目時 利一郎	令和7年5月31日 退店のため

株式会社ピーアップ	東京都足立区千住1 - 4 - 1	代表取締役 中込 正典	
株式会社大創産業	広島県東広島市西条 吉行東1-4-14	代表取締役 矢野 靖二	令和7年5月31日 退店のため
ライフニジュウイチ株式会社	奈良県奈良市高天市 町15-1 ライフ 21 ビル	代表取締役 金澤 孝	
株式会社セリア	岐阜県大垣市外渕2 丁目38番地	代表取締役 河合 映治	
株式会社ココカラ ファインヘルスケア	横浜市港北区新横浜 3-17-6	代表取締役 塚本 厚志	
株式会社ティーガ イア	東京都渋谷区恵比寿 4-1-18	代表取締役 石田 將人	
エステールホール ディングス株式会 社	東京都中央区銀座1 -19-7	代表取締役 丸山 雅史	
株式会社レガロ	東京都目黒区東山1 -8-6 サンロイヤ ル東山101	代表取締役 樋口 浩	
ルックスオティカ ジャパン株式会社	東京都千代田区二番 町4-5	代表取締役 山崎 真也	
株式会社T S I	東京都港区赤坂8- 5-27	代表取締役 下地 豪	令和7年5月31日 退店のため
株式会社フィール ズインターナショ ナル	神戸市中央区港島中 町6-8-1	代表取締役 丸山 紀之	
株式会社アダスト リア	茨城県水戸市泉町3 丁目1番27号	代表取締役 福田 三千男	
株式会社東京デリ カ	東京都葛飾区新小岩 1-48-14 第3デリ カビル9F	代表取締役 木山 剛史	
株式会社ザ・キッ ス	東京都目黒区東山3 -7-1	代表取締役 李 成在	令和7年5月31日 退店のため
株式会社バロック ジャパンリミテッ ド	東京都目黒区青葉台 4-7-7	代表取締役 村井 博之	

株式会社アーバン リサーチ	大阪市西区京町堀 1 丁目 6-4 アーバン リサーチビル 10F	代表取締役 竹村 圭祐	
株式会社オンデー ズ	東京都品川区東品川 2-2-8 スフィア タワー天王洲 27F	代表取締役 田中 修治	
株式会社ウッディ ーハウス	京都府舞鶴市字浜 1054 N T T ビル舞鶴 別館	代表取締役 志摩 幹一郎	
株式会社エーディ ックス	京都市南区上鳥羽仏 現寺町 23-1	代表取締役 佐野 秀男	
ギャップジャパン 株式会社	東京都渋谷区千駄ヶ 谷 5-32-10	代表取締役 クリストファー モーラー	
株式会社ロージー	広島市中区舟入川口 町 16-28	代表取締役 佐々木 智弘	
エル・エル・ビー ン・インターナシ ョナル	東京都武蔵野市吉祥 寺南町 1-16-3	代表取締役 能登 雅文	
株式会社キャン	岡山市北区幸町 2- 8	代表取締役 阿部 和則	
株式会社ジュン	東京都港区南青山 2 -26-1	代表取締役 佐々木 進	
トリンプ・インタ ーナショナル・ジ ャパン株式会社	東京都中央区築地 5 -6-4 浜離宮三井 ビルディング	代表取締役 ヴァンサン ネ リアス	
株式会社イング	神戸市中央区港島南 町 4-6-2	代表取締役 向井 孝司	
株式会社ナカザワ	滋賀県湖南市中央 2 -92	代表取締役 中澤 道盛	
株式会社ダブルエ ー	東京都渋谷区恵比寿 1-20-18 7F	代表取締役 肖 俊偉	
株式会社ファイ ブ・フォックス	東京都渋谷区千駄ヶ 谷 3-38-12	代表取締役 風間 隆行	
キンバレー株式会 社	東京都中央区銀座 1 -19-7 J R E 銀 座 1 丁目イーストビ ル 6 階	代表取締役 岩崎 亮太	

株式会社モーゲン デビッド	福岡市薬院 1-2- 2-202	代表取締役 レヴィトニー	
株式会社パルグル ープホールディン グス	大阪市中央区道修町 3-6-1	代表取締役 井上 隆太	
株式会社アルカス インターナショナル	神戸市中央区港島中 町6丁目8番1	代表取締役 阪本 敏之	
株式会社ニコル	東京都渋谷区東1- 32-12	代表取締役 木野村 尚孝	
株式会社コカ	横浜市神奈川区鶴屋 町3-35-1	代表取締役 吉田 健一郎	
株式会社アイジー エー	福井県越前市矢放町 13-8-9	代表取締役 五十嵐 昭順	
株式会社ジンズ	群馬県前橋市川原町 2-26-4	代表取締役 田中 亮	
株式会社田中ふと ん店	愛知県一宮市本町3 -9-14	代表取締役 田中 公雄	
株式会社Y o g i b o	大阪市中央区瓦町3 -6-5	代表取締役 木村 誠司	
R.O.U株式会社	千葉市美浜区中瀬1 -5-1	代表取締役 藤永 紀仁	
株式会社ヴィレッ ジヴァンガードコ ーポレーション	名古屋市名東区上社 1丁目901番地	代表取締役 白川 篤典	
株式会社エービー ストア	京都市伏見区深草西 浦町8-113 西陣ビ ル4F	代表取締役 金谷 京一	
株式会社ウィゴー	東京都港区芝浦4- 15-33	代表取締役 園田 恭輔	
株式会社ストライ プインターナショ ナル	岡山市北区幸町2- 8	代表取締役 川部 将士	
株式会社ライトオ ン	茨城県つくば市小野 崎2601-1	代表取締役 藤原 祐介	
株式会社ムラサキ スポーツ	東京都台東区上野7 -14-5	代表取締役 金山 元一	
株式会社C E M E N T	大阪市中央区西心斎 橋2-10-35	代表取締役 伊藤 亮二	

株式会社ピート	東京都墨田区錦糸1 -11-16	代表取締役 赤池 順一	
株式会社ナルミ ヤ・インターナシ ヨナル	東京都港区芝公園2 -4-1 芝パークビ ルB館9階	代表取締役 國京 紘宇	
ドリームカプセル 株式会社	名古屋市緑区徳重3 -101	代表取締役 都築 祐介	
パセリエンタープ ライズ株式会社	滋賀県長浜市落合町 645番地	代表取締役 松本 規義	
株式会社ポポンデ ッタ	東京都千代田区外神 田3-3-3	代表取締役 太田 和伸	
株式会社F・Oイ ンターナショナル	神戸市中央区磯上通 7-1-5	代表取締役 小野 行由	
株式会社ムーンス ター	福岡県久留米市白山 町60番地	代表取締役 井田 祥一	
株式会社ベベ	神戸市中央区港島中 町6-8-2	代表取締役 卜部 正寿	
株式会社セイバン	兵庫県たつの市龍野 町片山379-1	代表取締役 泉 貴章	
株式会社エービー シー・マート	東京都渋谷区神南1 -11-5	代表取締役 野口 実	
イオンリテール株 式会社	千葉市美浜区中瀬1 -5-1	代表取締役 井出 武美	
株式会社ITXジ ャパン	東京都渋谷区恵比寿 西1-10-11 フジワ ラビルディング6F	代表取締役 ローソン悦子	
株式会社ビー・エ ー・エル	京都市中京区河原町 通三条下ル2山崎町 251	代表取締役 杉山 卓雄	
有限会社Leaf	奈良市神功5-2- 26	代表取締役 岡村 仁美	
エイチ・アンド・ エムヘネス・アンド・ マウリツ・ ジャパン株式会社	東京都渋谷区宇田川 町33-6 渋谷フラッ グ6F	代表取締役 ルーカス セイ ファート	
株式会社カイタッ クトレーディング	岡山市北区昭和町3 -12	代表取締役 赤木 政一	
河淳株式会社	東京都中央区日本橋 浜町3-15-1	代表取締役 河崎 淳三郎	

株式会社つるや	愛媛県松山市港町3 - 8 - 12	代表取締役 鶴田 直丈	
株式会社ぬのや	神戸市中央区三宮町 1 - 8 - 1 - 148	代表取締役 橋本 千恵	
株式会社ユニクロ	山口県山口市佐山 10717 番地 1	代表取締役 柳井 正	
ゼビオ株式会社	福島県郡山市朝日 3 丁目 7 番 35 号	代表取締役 諸橋 友良	
日本トイザラス株式会社	川崎市幸区大宮町 1310 番地 ミューザ川 崎セントラルタワー 25 階	代表取締役 ティラー・リチャード・コリン	
株式会社ジーユー	山口県山口市佐山 10717 番地 1	代表取締役 柚木 治	
株式会社AOKI	横浜市都筑区葛が谷 6 - 56	代表取締役 森 裕隆	
株式会社大垣書店	京都市北区小山上総 町 14 (北大路駅前)	代表取締役 大垣 守弘	
株式会社ソフマップ	東京都千代田区外神 田 1 丁目 16- 9	代表取締役 中阿地 信介	
株式会社ファミリ ーマート	東京都港区芝浦 3 - 1 - 21	代表取締役 細身 研介	
株式会社花恋人	奈良県橿原市曲川町 7 - 21 - 6	代表取締役 野田 将克	
株式会社キャメル 珈琲	東京都世田谷区代田 2 - 31 - 8	代表取締役 尾田 信夫	
株式会社コックス	東京都中央区日本橋 浜町 1 - 2 - 1	代表取締役 三宅 英木	

(変更後)

氏名又は名称	住所	法人にあっては 代表者の氏名	変更の年月日 変更する理由
株式会社ティーガ イア	東京都渋谷区恵比寿 4 - 1 - 18	代表取締役 石田 將人	
ライフニジュウイ チ株式会社	奈良県奈良市高天市 町 15 - 1 ライフ 21 ビル	代表取締役 金澤 孝	
株式会社セリア	岐阜県大垣市外渕 2 丁目 38 番地	代表取締役 河合 映治	

株式会社ココカラ ファインヘルスケア	横浜市港北区新横浜 3-17-6	代表取締役 岡澤 隆弘	令和7年4月4日 代表者変更のため
株式会社ピーアップ	東京都足立区千住1 -4-1	代表取締役 中込 正典	
エステールホール ディングス株式会 社	東京都中央区銀座1 -19-7	代表取締役 丸山 雅史	
株式会社レガロ	東京都目黒区東山1 -8-6 サンロイヤ ル東山101	代表取締役 樋口 浩	
株式会社フィール ズインターナショ ナル	神戸市中央区港島中 町6-8-1	代表取締役 丸山 紀之	
株式会社アダスト リア	茨城県水戸市泉町3 丁目1番27号	代表取締役 福田 三千男	
株式会社ニコル	東京都渋谷区東1- 32-12	代表取締役 木野村 尚孝	
有限会社フレンド シップパートナー ズ	大阪市北区豊崎5- 2-3	代表取締役 兼光 善明	令和7年7月11日 新規出店のため
ルックスオティカ ジャパン株式会社	東京都千代田区二番 町4-5	代表取締役 フランチェス コ・アルクーリ	令和7年6月3日 代表者変更のため
株式会社バロック ジャパンリミテッ ド	東京都目黒区青葉台 4-7-7	代表取締役 村井 博之	
株式会社グラニフ	東京都渋谷区神宮前 2-34-17	代表取締役 村田 昭彦	令和7年7月11日 新規出店のため
株式会社アーバン リサーチ	大阪市西区京町堀1 丁目6-4 アーバン リサーチビル 10F	代表取締役 竹村 圭祐	
株式会社オンデー ズ	東京都品川区東品川 2-2-8 スフィア タワー天王洲 27F	代表取締役 海山 丈司	令和7年4月1日 代表者変更のため
株式会社ウッディ 一ハウス	京都府舞鶴市字浜 1054 NTTビル舞鶴 別館	代表取締役 志摩 幹一郎	

株式会社エーディックス	京都市南区上鳥羽仏現寺町 23-1	代表取締役 佐野 秀男	
株式会社オンワード樫山	東京都中央区日本橋 3-10-5	代表取締役 保元 道宣	令和7年9月12日 新規出店のため
株式会社ロージー	広島市中区舟入川口町 16-28	代表取締役 佐々木 智弘	
エル・エル・ビーン・インターナショナル	東京都武蔵野市吉祥寺南町 1-16-3	代表取締役 能登 雅文	
株式会社キャン	岡山市北区幸町 2-8	代表取締役 川部 将士	令和7年4月15日 代表者変更のため
株式会社ジュン	東京都港区南青山 2-26-1	代表取締役 佐々木 進	
トリンプ・インターナショナル・ジャパン株式会社	東京都中央区築地 5-6-4 浜離宮三井ビルディング	代表取締役 アンドリュー・ブバラ	令和7年2月5日 代表者変更のため
株式会社イング	神戸市中央区港島南町 4-6-2	代表取締役 向井 孝司	
株式会社ナカザワ	滋賀県湖南市中央 2-92	代表取締役 中澤 道盛	
株式会社ダブルエー	東京都渋谷区恵比寿 1-20-18 7F	代表取締役 肖 俊偉	
株式会社ファイブ・フォックス	東京都品川区北品川 6-7-29	代表取締役 風間 隆行	令和7年7月31日 住所変更のため
株式会社東京デリカ	東京都葛飾区新小岩 1-48-14 第3デリカビル 9F	代表取締役 木山 剛史	
キンバレー株式会社	東京都中央区銀座 1-19-7 J R E 銀座 1 丁目イーストビル 6 階	代表取締役 岩崎 亮太	
株式会社モーゲンデビッド	福岡市薬院 1-2-2-202	代表取締役 レヴィトイニ	
株式会社パルグループホールディングス	大阪市中央区道修町 3-6-1	代表取締役 児島 宏文	令和7年5月28日 代表者変更のため
ギャップジャパン株式会社	東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-32-10	代表取締役 クリストファー・モーラー	

株式会社アルカス インターナショナル	神戸市中央区港島中 町6丁目8番1	代表取締役 内山 誠一	令和7年3月14日 代表者変更のため
株式会社チュチュ アンナ	大阪市阿倍野区天王 寺町北2-3-1	代表取締役 上田 崇敷	令和7年10月1日 新規出店のため
株式会社コカ	横浜市神奈川区鶴屋 町3-35-1	代表取締役 吉田 健一郎	
株式会社アイジー エー	福井県越前市矢放町 13-8-9	代表取締役 五十嵐 昭順	
株式会社ジンズ	群馬県前橋市川原町 2-26-4	代表取締役 田中 亮	
株式会社田中ふと ん店	愛知県一宮市本町3 -9-14	代表取締役 田中 公雄	
株式会社Y o g i b o	大阪市中央区瓦町3 -6-5	代表取締役 井形 剛士	令和7年5月28日 代表者変更のため
R.O.U株式会社	千葉市美浜区中瀬1 -5-1	代表取締役 藤永 紀仁	
株式会社ヴィレッ ジヴァンガードコ ーポレーション	愛知県名古屋市名東 区上社1-1802	代表取締役 白川 篤典	令和6年12月26日 住所錯誤のため
株式会社エービー ストア	京都市伏見区深草西 浦町8-113 西陣ビル4F	代表取締役 金谷 京一	
株式会社ウィゴー	東京都港区芝浦4- 15-33	代表取締役 園田 恭輔	
株式会社ストライ プインターナショ ナル	岡山市北区幸町2- 8	代表取締役 川部 將士	
株式会社ライトオ ン	東京都台東区元浅草 2-6-6	代表取締役 大峯 伊索	令和7年2月3日 代表者変更のため 令和7年5月9日 住所変更のため
株式会社ムラサキ スポーツ	東京都台東区上野7 -14-5	代表取締役 金山 元一	
株式会社C E M E N T	大阪市中央区西心斎 橋2-10-35	代表取締役 伊藤 亮二	
株式会社ピート	東京都港区青山5- 7-17 青山小原ビル7F	代表取締役 清水 宏之	令和7年2月3日 代表者、住所変更のため

株式会社ナルミ ヤ・インターナシ ヨナル	東京都港区芝公園2 - 4 - 1 芝パークビ ルB館 9階	代表取締役 國京 紘宇	
ドリームカプセル 株式会社	名古屋市緑区徳重3 -101	代表取締役 都築 祐介	
パセリエンタープ ライズ株式会社	滋賀県長浜市落合町 645 番地	代表取締役 松本 規義	
株式会社ポポンデ ッタ	東京都千代田区外神 田3-3-3	代表取締役 太田 和伸	
株式会社F・Oイ ンターナショナル	神戸市中央区磯上通 7-1-5	代表取締役 秦 英貴	令和6年12月26日 代表者錯誤のため
株式会社ムーンス ター	福岡県久留米市白山 町 60 番地	代表取締役 井田 祥一	
株式会社ベベ	神戸市中央区港島中 町 6-8-2	代表取締役 ト部 正寿	
株式会社セイバン	兵庫県たつの市龍野 町片山 379-1	代表取締役 泉 貴章	
株式会社エービー シー・マート	東京都渋谷区神南1 -11-5	代表取締役 野口 実	
イオンリテール株 式会社	千葉市美浜区中瀬1 -5-1	代表取締役 古澤 康之	令和7年3月1日 代表者変更のため
株式会社ITXジ ャパン	東京都渋谷区恵比寿 西1-10-11 フジワ ラビルディング 6F	代表取締役 ローソン悦子	
株式会社ビー・エ ー・エル	京都市中京区河原町 通三条下ル2 山崎町 251	代表取締役 杉山 卓雄	
有限会社Leaf	奈良市神功5-2- 26	代表取締役 岡村 仁美	
エイチ・アンド・ エムヘネス・アン ド・マウリツ・ ジャパン株式会社	東京都渋谷区宇田川 町 33-6 渋谷フラッ グ 6F	代表取締役 ルーカス セイ ファート	
株式会社カイタッ クトレーディング	岡山市北区昭和町3 -12	代表取締役 赤木 政一	
河淳株式会社	東京都中央区日本橋 浜町 3-15-1	代表取締役 河崎 淳三郎	
株式会社つるや	愛媛県松山市港町3 -8-12	代表取締役 鶴田 直丈	

株式会社ぬのや	神戸市中央区三宮町 1-8-1-148	代表取締役 橋本 千恵	
株式会社ユニクロ	山口県山口市佐山 10717 番地 1	代表取締役 柳井 正	
ゼビオ株式会社	福島県郡山市朝日 3 丁目 7 番 35 号	代表取締役 諸橋 友良	
日本トイザラス株 式会社	川崎市幸区大宮町 1310 番地 ミューザ川 崎セントラルタワー 25 階	代表取締役 李 孝	令和 7 年 9 月 1 日 代表者変更のため
株式会社ジーユー	山口県山口市佐山 10717 番地 1	代表取締役 黒瀬 友和	令和 7 年 4 月 10 日 代表者変更のため
株式会社AOKI	横浜市都筑区葛が谷 6-56	代表取締役 青木 彰宏	令和 7 年 7 月 2 日 代表者変更のため
株式会社大垣書店	京都市北区小山上総 町 14 (北大路駅前)	代表取締役 大垣 守弘	
株式会社ソフマッ プ	東京都千代田区外神 田 1 丁目 16-9	代表取締役 中阿地 信介	
株式会社ファミリ ーマート	東京都港区芝浦 3- 1-21	代表取締役 細身 研介	
株式会社花恋人	奈良県橿原市曲川町 7-21-6	代表取締役 野田 将克	
株式会社キャメル 珈琲	東京都世田谷区代田 2-31-8	代表取締役 尾田 信夫	
株式会社コックス	東京都中央区日本橋 浜町 1-2-1	代表取締役 三宅 英木	

3 変更の年月日

- (1) 令和 5 年 4 月 1 日
- (2) 令和 7 年 10 月 1 日他

4 変更する理由

- (1) 代表者変更のため
- (2) 新規出店等のため

5 届出年月日

令和 7 年 10 月 23 日

6 縦覧期間

令和 7 年 11 月 25 日から令和 8 年 3 月 25 日まで

7 縦覧場所

神戸市中央区御幸通 6 丁目 1 番 12 号 三宮ビル東館 4 階
神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告するとともに、当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和7年11月25日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和7年11月25日

神戸市長 久元喜造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

高浜モザイク

神戸市中央区東川崎町1丁目59番地-1 他

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	法人にあっては 代表者の氏名	変更の年月日 変更する理由
株式会社サンリオ	東京都品川区大崎1 -11-1	代表取締役 辻 朋邦	
株式会社マスター ピース	東京都台東区駒形1 -12-3	代表取締役 菅沼 裕一	
株式会社アットイ マジン	神戸市長田区細田町 7-1-9	代表取締役 水戸 光一郎	
有限会社ティクツ 一	兵庫県三田市ゆりの き台1-1 A-503	代表取締役 竹位 隼之	
株式会社サニーブ レスジャパン	神戸市東灘区岡本1 丁目11-24	代表取締役 山田 克子	
株式会社フィール ド	大阪市西成区玉出中 2-14-23	代表取締役 岡本 好美	
有限会社フロム・ ゼロ	神戸市垂水区向陽3 丁目1-2-104	代表取締役 松本 陽典	
株式会社神戸ブラ ンド	神戸市中央区東川崎 町1-6-1	代表取締役 山下 勇樹	

株式会社神戸モリーママ	神戸市中央区東川崎町1-5-7 神戸情報文化ビル1F	代表取締役 藤原 広道	
株式会社フェニックス	大阪市中央区西心斎橋2-3-8	代表取締役 鈴木 文崇	
有限会社イタハ	大阪府高槻市月見町11-7	代表取締役 板羽 透	
フランツ株式会社	神戸市灘区六甲町1丁目6-16	代表取締役 眞田 泰秀	
株式会社マーレマーレ・ジャパン	神戸市長田区西尻池町2-4-6	代表取締役 東 裕司	
株式会社モンロワール	神戸市東灘区岡本1-12-14	代表取締役 前内 芳文	
カルビー株式会社	東京都千代田区丸の内1-8-3	代表取締役 江原 信	
株式会社アミナコ レクション	横浜市緑区鴨居4-50-1	代表取締役 進藤 さわと	
株式会社キディランド	東京都千代田区九段北1-13-5	代表取締役 津村 孝彦	
神戸アンパンマンミュージアム&モール有限責任事業組合	神戸市中央区東川崎町1-6-2	代表 松井 昌治	
株式会社バンダイ	東京都台東区駒形1-4-8	代表取締役 竹中 一博	
サンスター文具株式会社	東京都台東区浅草橋5-20-8	代表取締役 小林 大地	
株式会社栗山米菴	新潟市北区新崎2661	代表取締役 栗山 敏昭	
株式会社カミーノ	横浜市西区花咲町5-131-5	代表取締役 神山 喜可	
株式会社セガフェイブ	東京都品川区品川1-1-1 住友不動産大崎ガーデンタワー11階	代表取締役 杉野 行雄	
稻垣服飾株式会社	大阪市中央区久太郎町3-1-29	代表取締役 稻垣 利典	

伊藤産業株式会社	大阪市天王寺区小宮 町8-11	代表取締役 伊藤 晴夫	
----------	--------------------	----------------	--

(変更後)

氏名又は名称	住所	法人にあっては 代表者の氏名	変更の年月日 変更する理由
株式会社サンリオ	東京都品川区大崎 1 -11-1	代表取締役 辻 朋邦	
株式会社マスター ピース	東京都台東区駒形 1 -12-3	代表取締役 菅沼 裕一	
株式会社アットイ マジン	神戸市長田区細田町 7-1-9	代表取締役 水戸 光一郎	
有限会社ティクツ 一	兵庫県三田市ゆりの き台1-1 A-503	代表取締役 竹位 隼之	
株式会社サニーブ レスジャパン	神戸市東灘区本山中 町4丁目11-8-101	代表取締役 山田 克子	令和6年1月4日 住所変更のため
株式会社フィール ド	大阪市西成区玉出中 2-14-23	代表取締役 岡本 好美	
有限会社フロム・ ゼロ	神戸市垂水区向陽 3 丁目1-2-104	代表取締役 松本 陽典	
株式会社神戸ブラン ド	神戸市中央区東川崎 町1-6-1	代表取締役 山下 勇樹	
株式会社神戸モリ ーママ	神戸市中央区東川崎 町1-5-7 神戸 情報文化ビル1F	代表取締役 藤原 広道	
株式会社フェニックス	大阪市中央区西心斎 橋2-3-8	代表取締役 鈴木 文崇	
有限会社イタハ	大阪府高槻市月見町 11-7	代表取締役 板羽 透	
フランツ株式会社	神戸市灘区六甲町 1 丁目6-16	代表取締役 眞田 泰秀	
株式会社マーレマ ーレ・ジャパン	神戸市長田区西尻池 町2-4-6	代表取締役 東 裕司	
株式会社モンロワ ール	神戸市東灘区岡本 1 -12-14	代表取締役 前内 芳文	
カルビー株式会社	東京都千代田区丸の 内1-8-3	代表取締役 江原 信	
株式会社アミナコ レクション	横浜市緑区鴨居 4- 50-1	代表取締役 進藤 さわと	

株式会社キデイラ ンド	東京都千代田区九段 北 1-13-5	代表取締役 津村 孝彦	
神戸アンパンマン ミュージアム&モ ール有限責任事業 組合	神戸市中央区東川崎 町 1-6-2	代表 松井 昌治	
株式会社バンダイ	東京都台東区駒形 1 - 4-8	代表取締役 竹中 一博	
サンスター文具株 式会社	東京都台東区浅草橋 5-20 - 8	代表取締役 小林 大地	
株式会社栗山米菓	新潟市北区新崎 2661	代表取締役 栗山 敏昭	
株式会社カミーノ	横浜市西区花咲町 5 -131-5	代表取締役 神山 喜可	
株式会社セガフェ イブ	東京都品川区品川 1 - 1-1 住友不動 産大崎ガーデンタワ ー11階	代表取締役 杉野 行雄	
稻垣服飾株式会社	大阪市中央区久太郎 町 3-1-29	代表取締役 稻垣 利典	
伊藤産業株式会社	大阪市天王寺区小宮 町 8-11	代表取締役 伊藤 晴夫	

3 届出年月日

令和7年10月23日

4 縦覧期間

令和7年11月25日から令和8年3月25日まで

5 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館4階

神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告するとともに、当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和7年11月25日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和7年11月25日

神戸市長 久元喜造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

小束山複合商業施設

神戸市垂水区多聞町字小束山 868番753他

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	法人にあっては代表者の氏名
三井住友ファイナンス&リース株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目3番2号	代表取締役 橋 正喜

(変更後)

氏名又は名称	住所	法人にあっては代表者の氏名
三井住友ファイナンス&リース株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目3番2号	代表取締役 今枝 哲郎

3 変更の年月日

令和7年6月25日

4 変更の理由

代表者変更のため

5 届出年月日

令和7年11月4日

6 縦覧期間

令和7年11月25日から令和8年3月25日まで

7 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館4階

神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告

マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第11条第1項の規定により、森後ハイツ（所在地：神戸市灘区森後町3丁目2番2）のマンション建替事業に関する事業計画を2週間公衆の縦覧に供するので、マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令第1条の規定により次のとおり公告します。

なお、マンションの建替え等の円滑化に関する法律第11条第2項の規定により、当該施行マンションとなるべきマンション又はその敷地について権利を有する者は、当該事業計画について意見があるときは、令和7年12月23日までに、神戸市に意見書を提出することができます。

令和7年11月25日

神戸市長 久元喜造

1 縦覧の期間

令和7年11月26日（水）から令和7年12月9日（火）まで

2 縦覧の場所

神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号

三宮国際ビル3階

神戸市建築住宅局政策課

3 縦覧の時間

閉庁日を除く午前8時45分から午後5時30分まで

神戸市公告

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和7年11月25日

神戸市長 久元喜造

1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市北区鈴蘭台北町9丁目22番1、22番2、22番3、22番11、22番13、22番14、22番15、23番1、23番12、23番14

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

神戸市垂水区名谷町2285番3

株式会社マリンホーム

代表取締役 高島 圭三

3 許可番号

令和6年7月25日 第8194号

（変更許可 令和7年9月19日 第2241号）

神戸市中央区公告

行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年3月28日法律第93号）第9条の規定により、行旅死亡人を次のとおり公告します。

令和7年11月25日

神戸市中央区長 増田 国

1 本籍・住所・氏名	不詳
2 性別	男性
3 年齢	30～45歳（推定）
4 特徴	身長170cm位 中肉 頭髪は黒色、耳が隠れる程度の長髪
5 死亡年月日	令和7年9月7日午後（推定）
6 発見年月日	令和7年9月8日午前6時22分頃
7 発見場所	神戸市中央区小野浜町6番30号南側岸壁から南に約2メートルの海上
8 死因	溺死
9 遺留金品等	黄色プロバスケレプリカユニフォーム 黄土色カーゴパンツ 白色スニーカー 腕時計 鼈甲柄フレーム眼鏡

神戸市選挙管理委員会規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年11月25日

神戸市選挙管理委員会

委員長 村上 雅彦

神戸市選告示第29号

神戸市選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

神戸市選挙管理委員会規程（昭和51年8月選告示第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
(職員)		(職員)	
第19条 [略]		第19条 [略]	
2 [略]		2 [略]	
3 次の表の左欄に掲げる職には、それぞれ当該右欄に掲げる職にある者をもって充てる。		3 次の表の左欄に掲げる職には、それぞれ当該右欄に掲げる職にある者をもって充てる。	
[略]	[略]	[略]	[略]
係長	総務部、保健福祉部、 <u>東灘区</u> 役所六甲アイランド出張所、	係長	総務部、保健福祉部、北神区 役所、須磨区役所北須磨支所、 垂水区役所明舞出張所又は西 区役所玉津支所の係長（垂水
	北神区役所、須磨区役所北須 磨支所、垂水区役所明舞出張		

<p>所又は西区役所玉津支所の係長（<u>東灘区役所六甲アイランド出張所長</u>、垂水区役所明舞出張所長及び西区役所玉津支所副所長を含む。）のうち市長が指定した者（選挙係長、支所選挙係長又は総務係長として市長が指定した者を除く。）</p>	<p>区役所明舞出張所長及び西区役所玉津支所副所長を含む。）のうち市長が指定した者（選挙係長、支所選挙係長又は総務係長として市長が指定した者を除く。）</p>
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>職員 総務部、保健福祉部、<u>東灘区役所六甲アイランド出張所</u>、須磨区役所北須磨支所、垂水区役所明舞出張所又は西区役所玉津支所の職員のうち市長が指定した者（選挙係員、支所選挙係員又は総務係員として市長が指定した者を除く。）</p>	<p>職員 総務部、保健福祉部、須磨区役所北須磨支所、垂水区役所明舞出張所又は西区役所玉津支所の職員のうち市長が指定した者（選挙係員、支所選挙係員又は総務係員として市長が指定した者を除く。）</p>

附 則

この規程は、令和7年12月1日から施行する。